

鈴鹿市立白子中学校 いじめ防止基本方針

I いじめについての基本的な考え方

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

そこで本校では、「いじめ防止対策推進法」第12条の規程及び国の「いじめ防止のための基本的な方針」、並びに「三重県いじめ防止基本方針」「鈴鹿市いじめ防止基本方針」を参酌し、これまで以上に、いじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「鈴鹿市立白子中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

この基本方針では、白子中学校におけるいじめの防止等への対策の基本的な方向を示すとともにいじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、総合的かつ効果的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に示しています。

2 いじめの問題への対策等の基本理念

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ①教職員は、いじめをなくすために鋭い人権感覚を持って取り組みます。
- ②生徒には、いじめ問題の重要性を理解させます。
- ③いじめ問題に正しく向き合う生徒を育みます。
- ④地域ぐるみで、いじめ問題に取り組みます。

(2) 「いじめ」とは

「いじめ防止対策推進法」第2条

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

<具体的な「いじめ」の態様>

	いじめの態様	抵触する刑罰法規
ア	冷やかしからかい、悪口や脅し文句 嫌なことを言われる	脅迫、名誉毀損、侮辱
イ	仲間はずし、集団による無視	侮辱
ウ	軽くぶつかられる、叩かれる、蹴られる	暴行
エ	ひどくぶつかられる、強く叩かれたり蹴られる	暴行、傷害
オ	金品をたかられる	恐喝
カ	金品を隠されたり、盗まれる 壊されたり、捨てられたりする	窃盗 器物損壊
キ	嫌なことや恥ずかしいことをさせられる 危険なことをさせられる	強要、強制わいせつ
ク	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	脅迫、名誉毀損、侮辱 児童ポルノ提供等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものがあり、この場合は、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。

(3) いじめに対する基本認識

- ①いじめは、重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為である。
- ②いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうる問題であり、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る。
- ③いじめは、学校の内外を問わず起こり得る問題である。
- ④いじめは、表面化した問題だけでなく、いじめにつながる小さな芽は、日常的に起こっている。
- ⑤いじめは、「いじめを行う子ども」と「いじめを受ける子ども」だけでなく、いじめの行為を面白がって見ていたり、はやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬふりをしている「傍観者」といった集団が存在する「四層構造」からなる、集団の課題としてとらえる。

II 学校いじめ防止等のための組織

(1) 目的

「いじめ防止対策推進法」第22条の規定及び「鈴鹿市いじめ防止基本方針」により、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する措置を学校全体で組織的に実効的に行うため「学校いじめ防止対策連絡会議」を設置する。

(2) 「学校いじめ防止対策連絡会議」の委員構成

学校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、特別支援コーディネーター他、学校長が必要と認めるものとする。また、必要に応じてスクールカウンセラー等とも連携を図る。

(3) 「学校いじめ防止対策連絡会議」の開催

いじめと疑われる相談・通報があった場合や、定期的に会議を開催する。

(4) 「学校いじめ防止対策連絡会議」の内容・役割

- ①「学校いじめ防止基本方針」に規定する取り組みの実施や具体的な年間計画の作成、実行検証、改善・修正等。
- ②学校におけるいじめの相談・通報の窓口。
- ③いじめに関する情報や問題行動等に係る情報の収集、記録及び共有等。
- ④いじめの事実関係の調査、児童生徒への指導、支援体制の整備、対応方針の策定、保護者との連携等
- ⑤重大事態が発生した際の情報収集や事実の調査、対応。
- ⑥いじめ防止対策連絡会議の事案は、職員会議で報告し、周知徹底を図る。

III 学校でのいじめ防止等のための対策

(1) 未然防止に向けて

- ①一人ひとりの学力保障（授業改善の取組）
 - ・一人ひとりの課題に対応した、きめ細かい指導を行い、「わかる・できる授業づくり」に努める。
 - ・基礎基本の学力や、表現力・思考力・判断力など確かな学力の育成に努める。
 - ・確かな学力と、心身の健康、豊かな心の「生きる力」の育成に努める。

②居心地のよい学級づくり（仲間づくりの取組）

- ・日々の学校生活を充実したものにするため、さまざまな課題を学級で解決していく話し合い活動を充実する。
- ・一人ひとりの良さや特性を互いに理解し合う活動を充実する。

③人権教育の充実

- ・校区の幼・小との連携を図り、つながりのある人権カリキュラムの策定に努める。
- ・いじめや差別を許さない人権学習の充実に努める。
- ・生徒が主体となる人権活動を充実する。

④自己肯定感の醸成とキャリア教育の充実

- ・自尊感情や自己肯定感を日々の学校生活で育成する。
- ・将来への夢と希望を持たせ、キャリアの育成を目指してキャリア教育の充実に努める。

⑤いじめに関する校内研修の推進

- ・教職員のいじめ問題への認識を深め、人権感覚を高めるために校内研修を推進する。

⑥生徒会による主体的な活動

- ・生徒会の活動方針にいじめ防止を位置づけ、自分にかかわる重要な問題であるという自覚を持たせる。
- ・いじめ撲滅運動など、生徒が主体となった活動の充実に努める。

⑦情報モラル教育の推進

- ・生徒がネットの正しい利用とマナーについて理解を深め、「ネット上のいじめ」の被害者、加害者とならないよう保護者とも連携しながら情報モラル教育を推進する。

⑧保護者や関係機関との連携

- ・いじめ防止の重要性を保護者に協力を発信するとともに、家庭教育の場がいじめ防止に取り組むよう連携に努める。
- ・市教委、警察等の関係機関との連携を図り、早期発見・早期対応に努める。

(2) 早期発見及びいじめへの対処に向けて

①早期発見に向けた取組

ア) 日々の観察（校内巡視と対話活動）

- ・業間や昼休み・放課後など、できる限り教室や廊下に待機し、いじめにつながる行為がないか、悲しい表情をしている生徒はいないか等、対話を通していじめの発見に努める。

イ) 連絡ノートの活用

- ・毎日の連絡ノートの回収と点検を確実に行之、個別の生徒との対話の充実に努める。
- ・連絡ノートを活用して、保護者との連携を図り、必要な場合には家庭訪問や学校招致を行い、情報の共有と協力体制の充実に努める。

ウ) 教育相談の充実（相談窓口の開設）

- ・各学期の教育相談期間には必ずいじめについて相談を行うとともに、その期間以外にも、常に相談窓口を開設していることを生徒に伝え、安心して相談できる環境を整える。
- ・相談内容によっては、学年間で共有したり、スクールカウンセラーの協力を得たりして、組織的な対応に努める。

エ) いじめアンケートの活用

- ・定期的ないじめアンケートを実施し、いじめの実態把握に努める。
- ・自分に関わりのないいじめでも、告発することの大切さを常に指導し、みんなでいじめをなくしていこうとする環境や風土づくりに努める。

②初期対応での取組

- ・いじめについての相談を受けた場合は、いじめを受けた生徒の立場に立って聴き取りを行い、迅速に家庭と連携しながら必要な措置を講じる。
- ・いじめを行った生徒と、いじめを受けた生徒の間で見解が違う場合は、複数の教職員での聴き取りを基本とし、周りにいた生徒からの聞き取りやアンケート調査など客観的な事実関係の把握に努める。
- ・教職員は、相談内容については守秘義務を心得、個人情報やプライバシーに十分配慮した対応を行う。

③生徒への指導や支援

- ・いじめを受けた生徒やいじめを知らせたり、止めたりした生徒を全教職員が一体となって守り通す。
- ・いじめを行った生徒に対しては、いじめは絶対許されない行為であることを自覚させ、必要に応じて心理や福祉等の専門家の協力を得ながら必要な教育的支援を行う。
- ・いじめの表面的な問題だけを把握するだけでなく、生徒を多面的にとらえ、問題の解決を図るよう努める。

④組織的な対応

- ・いじめへの対応は、特定の職員で抱え込まず、管理職に迅速に報告し、全教職員で共有し、組織的な対応を行う。

- ・いじめの問題への基本的な対応方針

情報の把握 → 管理職等への報告 → 初期対応の確認 → 事実関係の把握 → 対応方針の決定・保護者への連絡 → 指導及び心のケア → 再発防止策の検討及び実践
--

- ・いじめ問題は、市教育委員会に報告し、犯罪行為として認められる事案については、警察への相談・通報など関係機関と連携を図る。
- ・いじめの再発防止に向け、教職員の指導体制や仲間づくりの取組等について検証し、いじめを許さない学校づくりを目指した学校教育活動の再構築を図る。

⑤学校でのいじめの相談

- ・各学期の教育相談の実施やスクールカウンセラーの活用による相談体制の整備や充実を図る。また、保護者の悩みにも応えられるような体制を整える。
- ・教育相談期間には、必ずいじめについて相談を行うとともに、その期間以外にも、常に相談窓口を開設していることを生徒に伝え、安心して相談できる環境を整える。
- ・相談内容によっては、学年間で共有したり、スクールカウンセラーの協力を得たりして、組織的な対応に努める。

(3) 取組の評価・点検及び学校運営改善の実施

- ①学校経営の改革方針に、いじめ問題への対策等を盛り込むとともに、学校運営協議会による学校関係者評価を行い、毎年度、取り組み状況についての評価・点検結果を公表する。
- ②学校組織マネジメントの整備や校内体制の見直しを図り、教職員がいじめ防止等に適切に取り組むことができるよう、学校運営の改善に努める。

Ⅳ 重大事態への対処

(1) 重大事態の認識

「いじめ防止対策推進法」第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態とその同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

※例えば次のようなケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくさせている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」については、年間30日程度を一つの目安とする。

(2) 重大事態発生時の対応について

- ①重大事態と思われる案件が発生した場合、直ちに第一報を電話で市教育委員会（教育支援課）に報告し、「いじめ発生時の対応マニュアル」に基づいて対応する。
- ②「学校いじめ防止対策連絡会議」を開催し、直ちに処置するとともに、調査を開始する。
- ③事態の推移に伴い、市教育委員会へ緊密に報告し、学校の対応状況や確認内容等は時系列にまとめておく。
- ④事態の概要が把握でき次第、市教育委員会へ文書での報告を行う。

(3) 学校いじめ防止対策連絡会議

- ①重大事態と思われる案件が発生した場合、「学校いじめ防止対策連絡会議」を開催する。
- ②「いじめ発生時の対応マニュアル」に基づき、情報収集や事実調査を行う。
- ③調査結果については、市教育委員会と連携し、他の生徒のプライバシーの保護や関係者の個人情報に配慮しつつも、隠蔽と受け止められることが無いよう適切に提供する。

Ⅴ その他

＜いじめ発生時の対応マニュアル＞



